

○厚生労働省告示第四百八十九号  
 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六條の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六條の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十年十月八日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

別表第一中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第四十六号を削り、第四十五号を第四十六号とし、第三十二号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。  
 三十一 オキシテトラサイクリン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百十二号を削り、第百十一号を第百十二号とし、第九十五号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第九十四号の次に次の一号を加える。  
 九十五 臭化ナトリウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百二十九号を第百四十四号とし、第百二十三号から第百三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第百二十九号を第百六号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 二百七 ポリミキシンB

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百一十号を第百五号とし、第百九十四号から第百九十六号までを四号ずつ繰り下げ、第百九十三号を第百九十六号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 百九十七 ヘパリンナトリウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百九十二号を第百九十五号とし、第百八十二号から第百九十一号までを三号ずつ繰り下げ、第百八十一号を第百八十三号とし、同号の次に次の二号を加える。  
 百八十四 フラノプロフェン  
 別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百八十九号を第百八十二号とし、第百三十一号から第百七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第百三十号を第百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 百三十二 テルビナフィン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百二十九号を第百三十号とし、第百二十八号を第百二十九号とし、第百二十七号の次に次の一号を加える。  
 百二十八 テトラサイクリン

別表第三生薬及び動植物成分の項中第百二十九号を第百四十五号とし、第百三十三号から第百三十八号までを六号ずつ繰り下げ、第百三十二号を第百三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 二百三十八 レンケイ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第百三十一号を第百三十六号とし、第百二十一号から第百三十号までを五号ずつ繰り下げ、第百二十号を第百二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 二百二十五 ヤカン。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第二百十九号を第二百二十三号とし、第二百五十五号から第二百十八号までを四号ずつ繰り下げ、第二百五十四号を第二百五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十八 テンジクオウ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第二百五十三号を第二百五十六号とし、第三百十号から第三百五十二号までを三号ずつ繰り下げ、第二百二十九号を第三百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十二 センボウ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第二百十八号を第三百十号とし、第七十三号から第二百二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第七十二号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四 コロハ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第七十一号を第七十二号とし、第三十五号から第七十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 カラセンキウ。ただし、外用剤を除く。